

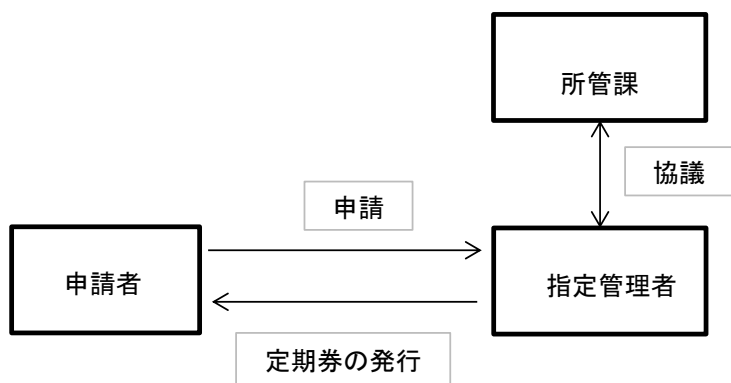
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	定期券等の発行	
処 分 の 概 要	駐車場の利用者に対する定期券及び回数券の発行。	
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>松山市駐車場条例第10条各号に該当しないことを発行の条件とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市駐車場条例</p> <p>第5条 市長は、必要があると認めるときは、定期券及び回数券を発行することができる。</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場を利用しようとする者の駐車を拒むことができる。</p> <p>(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。</p> <p>(2) 発火性又は引火性の危険物を自動車に積載しているとき。</p> <p>(3) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は毀損するおそれのあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか駐車場の管理上支障があるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。